

今昔物語集と冥報記 (一)

— 李大安蘇生譚をめぐって —

宮 田 尚

冥報記は、三宝感応要略録とならぶ、今昔物語集震旦部の主要な資料である。したがって、その冥報記を、今昔物語集がどのよう
に、いわゆる八今昔化 \checkmark しているかというもんだいは、今昔物語集
のありようをあきらめていくうえで、ないがしろにすることのでき
ない基礎的な課題のひとつだといつてよいであろう。じじつ、今昔
物語集の成立事情や性格などについての、いくつかの留意すべき指
摘がこうした方向からすでになされている。

ただ、本稿では、いわゆる八今昔化 \checkmark への結論を急がず、巻第六
十三話「震旦李大安、依仏助被害得活語」をとおして、今昔物語集
と冥報記とのかわりあいについての、若干の所見を述べることに
したい。

1

巻第六十三話は、従者に刺し殺された李大安が、妻の造った仏像
の靈験によって生き返ることができたというはなしである。第十一
話から第十四話までの四話は、仏像靈験による蘇生譚が二話一類方
式にもとづいて配されているわけであるが、本話は、その三番めに

位置している。

さて、この李大安蘇生譚の出典については、冥報記であることが
すでに指摘されている。ことに『今昔物語集の研究(上)』と『日本古
典文学大系本今昔物語集』とは、冥報記の、それも前田家本にもとづ
いたものであるというところまで限定して指摘している。前田家本
とすることの当否はひとまずおくとして、これが冥報記にもとづく
ものであることは、まず確認されてよいであろうとわたしも考える。

ところで、この李大安蘇生譚の収録されている巻六は、周知のよ
うに、三宝感応要略録にもとづいたはなしを主体にして構成されて
いる。すなわち、法苑珠林にもとづいているとされている第二十話
の出典は、別稿でふれたように三宝感応要略録とみるべきであろう
から、打聞集的な資料が背後にあるとみられる巻頭の六話と、冥報
記にもとづいていると考えられる三話との、つごう九話を除いて、
残りの三九話は、いずれも三宝感応要略録に材をえているものと考
えられるのである。

三宝感応要略録にもとづいていない九話のうち、打聞集的な資料
が背後にあるとみられる巻頭の六話は、いずれも仏法の渡震を内容

としており、続く第七、第八、第九および第十の四話とともに、内容上一群をなしている。そしてこの一群は、仏教の創始にふれる卷一（天竺部）の一部と、卷十一（本朝部）の全部とに対応する立場にある。つまり、この一群は、現象的には卷六の巻頭にすえられているのだが、じつは震旦部の冒頭をかざる部分なのであり、考えようによれば、独立した一卷を構成してもよいとさえみられる部分なのである。

そこで、三宝の靈験を説くはなしを収めることをむねとしてみるとみられる卷六から、内容の異質なこの一群をいちおう除外すると、三八話のうちで三宝感応要略録によつていないのは、冥報記にもついている三話だけということになる。これは、留意するに値する現象だといってよいであろう。じじつ、依拠資料による色分けが、一二対一といったような極端な片寄りをみせる例は、卷六の他にはない。

巻頭の六話を別あつかいにせず、三宝感応要略録によつていないものをすべてひとまとめにして九話だとみなすとしても、このばあいの比率は一三対三になるのだが、そうした例でさえ他の巻には求めることができない。

要するに、冥報記によつてゐる李大安蘇生譚は、依拠資料の面からみれば、第十四話、第二十六話とともに、三宝感応要略録にもとづくことを基調としてゐる卷六にあつては、ごく例外的な存在だといえるのである。一般的にいって、絶対多数のなかの少数は、そのひとつひとつが、多数のなかのひとつとはくらべものにならないほどの重みをもつてゐると考えられるのであるが、この現象

は、いったいなにを意味してゐるのであろうか。

結論的にいえば、それは、なによりも編者が、慣性的な編集作業に終始することに満足せず、よりいっその充実を求めて努力する、意欲的で、さめた姿勢を保持してゐたことを示している、とわたしは考える。と同時に、編者が、部分的には多少の誤解をしているものの、自家葉籠中のものとしてじゅうぶんに駆使できるほどに、冥報記に精通してゐたこと、また、冥報記は、今昔物語集の編集がまだ着手される以前の、構想の段階からすでに、三宝感応要略録とならぶ中心的な資料のひとつとして組上にはほつてゐたこと、そしてばあによつては、構想の決定と編集の着手とをうながした資料であつたかもしれないことなどを、この現象は示唆してゐるやうにわたしには思われる。

このことは、もちろん依拠資料の不均衡の点からだけではなく、たとえば李大安蘇生譚と、それに続く第十四話が卷六に収められたいきさつの面からもいえるように思う。これらは、けつして、編者の気まぐれで冥報記から取り込まれたものではなかつた。むしろ、卷六が三宝感応要略録にもとづくことを基調とする巻であつたから、そして編者が、ただ墮性的に、漫然とそれによりかかるとをしなければならぬから、冥報記が持ち出されたのだと考えられるのである。李大安蘇生譚と、それに続く第十四話とが卷六に配されているのは、おそらくつきのような手順によるものと思われる。

編者はまず、三宝感応要略録を主題別に整理していくなかで、卷上第六八唐隴西李大安妻為安造釈迦像救死感応Vに目をとめた。しかし、それによらなかつたのは、それが冥報記からの引用にかか

ものであったからである。編者は、標題にそえられている出典についての註記をたよりに眞報記の該話をたぐりよせ、それによつた。二書に類話があり、一方が他方の出典であることがはつきりしている以上、原拠にしたがうのはとうぜんであろう。ここから、今昔物語集の、資料に対する眞摯な姿勢を読みとることは、さして困難ではない。とまれ、三宝感応要略録を踏石として眞報記を引き出し、それにもつづいて第十三話の李大安蘇生譚を構成した編者は、前話との関連から、続く第十四話も、同じ眞報記によつた。

李大安蘇生譚の眞報記によつたしだいと、三宝感応要略録に類話の求められない第十四話が、李大安蘇生譚のつぎに配されていることについては、このように解するのをもっとも穩当であろう。そしてこのことは、これとまったく同じ事例が、巻四第二十八話と二十九話とのばあいや、巻六第六話のなかのふたつの章段のあいだなどにみられ、今昔物語集の資料への対しかたの方式のひとつに、こうしたかかわりかたのあつたことが知られることによつて裏打ちをされるはずである。今昔物語集の編者の手にした三宝感応要略録と、現存のものが同一だという保証はないけれど、だから、その点をもつて右の解釈に疑問をさしはさむ余地は、ほとんどないものと思われる。

巻四第二十八話と第二十九話とのかわりや、巻六第六話などのばあいについては、すでに別稿でふれたことがあるが、いまいちど結論だけをかいつまんでいうと、二例ともに、まず三宝感応要略録の註記を手がかりとして、その出典である慈恩伝にたどりつき、次話（または次段）は、慈恩伝に依拠した前話（または前段）にひつ

ばられて、同じ慈恩伝によつているのである。

いずれも三宝感応要略録のからんでいるこうした事例をもつてすれば、くりかえすことになるが、李大安蘇生譚とそれに続く第十四話とが眞報記にもつづいているのは、意識的になされたものだと言えるほかないし、その作意をささえているのは、編者と眞報記との結びつきの強さにはかならない、ということになるであろう。

2

『今昔物語集の研究(上)』と『日本古典文学大系本今昔物語集』とは、さきにふれたように、李大安蘇生譚の出典を、眞報記の、それも前田家本だとしている。なかでも後者は、眞報記によつて指摘している四九話のうち、李大安蘇生譚をふくむ一七話だけについて、とくにそれを前田家本だと断定している。一七話が他と區別されていることの理由はしかとはわかりかねるが、少なくともそれらは、他の三二話以上に前田家本眞報記に通じるものがあるとなさされているのであろう。

たしかに、今昔物語集の李大安蘇生譚は、知恩院本、高山寺本、前田家本、法苑珠林所引本などにみられるものときあわせてみると、もつとも前田家本に近いといえる。

たとえば、右四書の李大安蘇生譚を対校して検出される五三例の異同のうちに、今昔物語集に対応する記述の求められるものが二七例あるが、その二七例について、今昔物語集がどれと同じ記述をそなえているかをみると、前田家本が一九例でもつともおおいのである。ちなみに、知恩院本は一七例、高山寺本は一五例、そして法苑

珠林所引本は七例となっている。

これは延べ数である。延べ数が右のとおりである以上とうぜんなことではあるが、前田家本・知恩院本・高山寺本の三書対法苑珠林所引本といったような九類型からなっている異同の組みあわせにおいて、今昔物語集と同じかたちの記述を有する側には、おおむね前田家本がからんでいるということになる。さらにまた、前田家本には、知恩院本や高山寺本と無関係に今昔物語集と同じ記述を有する例が六例あるのに対して、後記両書が前田家本をはなれて今昔物語集と同じ記述を有する例は、知恩院本に四例と、高山寺本に二例あるにすぎないという点も、前田家本が、他の三書にくらべて今昔物語集に近いことを示しているといえよう。

知恩院本、高山寺本、法苑珠林所引本などにくらべて、前田家本が今昔物語集に近いことを示すこうした現象は、ひとり李大安蘇生譚のみにみられる特殊な現象ではない。右五書で重複する二二話においても、また、知恩院本を除く四書で重複する一五話においても、これとはほぼ同じ傾向がみとめられ、前田家本の優位のひとつと動かしがたいことがたしかめられるのである。

たとえば、五書で重複する二二話についてみると、それはつぎのようになる。さきのばあいと同じ要領で、まず四書を対校して異同を検出し、そのなかの今昔物語集に対応する記述の求められるものについて、今昔物語集がどれに近いかをみると、前田家本が一八五例でもっともおおいという結果がえられる。以下、延べ数のおおいものから順に示すと、法苑珠林所引本（一三五例）、知恩院本（一一八例）、高山寺本（六七例）というようになる。異同や、対応す

る記述の認定に際して、なにほどか主観が入ることは避けがたいから、こうした数が、それ自体として絶対的な重みをもっているというわけにはいかない。また、ひとつひとつのはなしにはばらつきもある。けれども、前田家本が、他の三書とくらべてひとときわ今昔物語集に近いといった総体的な傾向だけは、少なくとも、ここからうかがうことができるであろう。

なお、これは、諸本の今昔物語集への距離の△近さ▽をはかったものである。この△近さ▽に、それとらはらの関係にある△遠さ▽を重ねあわせると、前田家本の近さはいっそうはつきりする。△遠さ▽を示すのは、いうまでもなく、異同の組みあわせにおいて、今昔物語集と異なる記述を有する側である。一五類型の異同の組みあわせのなかから、△遠さ▽を示すものを拾い出し、その延べ数のおおいものから順にあげると、高山寺本（一一八例）、知恩院本（一三七例）、法苑珠林所引本（一一〇例）、前田家本（七〇例）ということになる。つまり、前田家本は、もっとも△遠さ▽が少なく、ということになるわけである。しかも、△近さ▽と△遠さ▽とを重ねあわせると、高山寺本と知恩院本とは、△遠さ▽が△近さ▽を上回り、法苑珠林所引本はあいなかなばするものの、やや△近さ▽が上回り、そして前田家本では、△近さ▽が△遠さ▽をおおはばに上回る、という結果がえられるのである。

知恩院本を除く四書で重複する一五話のばあいにおいても、△近さ▽を示す例は前田家本が六〇八例でもっともおおく、法苑珠林所引本の三七三例がそれにつき、高山寺本がもっとも少なく二八一例となっている。一方、△遠さ▽を示す例では、法苑珠林所引本が

四六〇例で、これは△近き▽を上回っている。ついでおおいのが前田家本の二二五例。高山寺本は一五二例である。数のうえでは、前田家本の△遠き▽は高山寺本のそれを上回っている。けれども、基本となる△近き▽の点では、前田家本は高山寺本をおおきく上回っているうえ、△近き▽△遠き▽の差においても、比においても、前田家本は高山寺本のそれをはるかにしのいでいるから、総合的にみれば、前田家本の方が前田家本よりも今昔物語集に近いといわなければならない。

各話によって傾向に多少のばらつきがあるし、同一話のなかにも異質な要素が混在している。そうした個々の実状を無視して、つまり質を無視して、量の多寡だけをもんだいにするのはいささか乱暴な方法ではある。けれども、前田家本が、他の三書とくらべて一段と今昔物語集に近いというおおまかな傾向だけは、以上によって、つかむことができるものと思われる。そして、このばあい、そうしたおおづかみな傾向がたしかめられるだけで、じつは、じゅうぶんなのである。

3

さて、今昔物語集は、たしかに前田家本にもっとも近い。しかしだからといって、前田家本が今昔物語集の出典だということにはならない。前田家本が、いくら他の追隨を許さないほど今昔物語集に近い位置にあるとはいっても、それはあくまでも、あわせて考察の対象にした高山寺本などとの比較のうえのことにはすぎないのであって、それとこれとは、おのずから別のもんだいである。見方をかえ

れば、右に指摘してきたところは、部分的にはともかく、全体としては高山寺本や法苑珠林所引本などが、いかに今昔物語集とへだたりのあるものであるかということでもある。

じじつ、前田家本を今昔物語集の出典とみなすことの障害となる事例は、諸本を少しこまかにみくらべていけば、いくつも見出すことができる。李大安蘇生譚のなかにも、それは求めることができる。

李大安は、弟の任地越州におもむき、その帰途で従者に刺殺されるわけであるが、発端を、前田家本はつぎのように書きおこしている。

隴西李大安工部尚書大高之兄也武徳中大高為越州掾管

ここでもんだいになるのは、(1)と(2)の部分である。まず前者についていえば、前田家本が△大高▽としている弟の名を、今昔物語集は△大亮▽としている。それだけのことなら、字体も似ていることであるし、ことさら目くじらたてるまでもない単純な誤りとして説明できるかもしれない。しかし、諸本等を見ると、知恩院本は△大高▽、三宝感要略録は△太高▽となっていて、それらは前田家本と同じだが、高山寺本と法苑珠林所引本とは、今昔物語集と同じく△大亮▽としているのである。今昔物語集と同じかたちをそなえている本がある以上、いかに字体が似ているからといって、それを今昔物語集が誤写したのだなどというわけにはいくまい。むしろ、前田家本と同じかたちをとっている本もあるのであるから、ここでは弟の名に関して△大高▽とする流れと、△大亮▽とする流れとのふたつの流れがあり、今昔物語集は後者の系統に属するものによった

のだと解すべきであろう。

(2)のばあいも、事情はほぼ同じだといってよい。今昔物語集は、(2)に相応する部分を△任ジタリ▽としてゐる。一見したところ、これは△為▽を訳したものであるかのようにみえる。△為▽の訳語が、つねに△己洲ノ刺吏ト為リ▽（七二九）といったものでなければならぬということはないのであつて、△縣ノ吏ト有リ▽（九一）あるいは△大理ノ丞トシテ有リ▽（九一五）などからみても、これはいちおう、訳語としての許容範囲内にあるものと考えてよさそうである。けれども、法苑珠林所引本のように、ここを△任▽としてゐるものがある以上、そうした解釈をここで適用するわけにはいかなくなつてくる。むしろ、今昔物語集の△任ジタリ▽は、たとえ訳語としての許容範囲内にあるとしても、△為▽から訳出されたものではなく、△任▽にもとづいたものと考えるべきであろう。ちなみに三宝感應要略録は、この部分を△任▽としてゐる。知恩院本、高山寺本とともに、前田家本は△為▽としてゐるのであるが、そうしたもののほかに△任▽とする流れがあり、今昔物語集はそれによつてゐることが、ここでも推察されるのである。

なお、巻九第二十三話には、(2)のばあいと同じ△都水ノ小吏二任ゼリ▽の用例がみられるが、それに相当する部分は、前田家本でも知恩院本でも、また、高山寺本でも法苑珠林所引本でも、△任▽となつてゐる。この一例をもつて即断するわけにはいかないが、あるいは今昔物語集は、予想以上に原典に忠実であつたのかもしれない。

それはともあれ、私見によれば、前田家本を今昔物語集の出典と

みなすことの障害となる右のような事例は、両書に共通する四九話のなかで、八七例をかぞえることができる。八七例が、すべてのはなしから引き出されてゐるわけではないし、そのひとつひとつは、

巻七第四十七話 謂曰(前)

僧曰(高・珠・今)

巻九第三十六話 北辺(前)

水辺(珠・今)

といったような微細なものではある。しかし、こうした事例が少なからず検出される以上、今昔物語集が、いかに全体としては前田家本に近くても、とうていそれを出典とみなすわけにはいかないであろう。

4

前田家本を今昔物語集の出典だとはじめて指摘したのは、片寄正義氏であつた。その結論には、以上のようなしだいでしたが、いえないが、高山寺本を重んじる説が提起せられていた当時、それを排して、前田家本の資料としての価値を高く評価しようとしてゐる氏の説は、当時としては、じゅうぶんに意味のある提言であつたといえる。ただ、氏は、高山寺本を重んじる説の不当さを意識しすぎるあまりに、ひいきのひきたおしをしてしまつてゐるのだ。

たとへば、氏は、巻九第三十三話について、前田家本の優位を主張する一方で、前田家本のみによつたのでは生じえないとみられる人名の違いにふれ、△今昔の本文は直接前田本そのものによつたのではなく、前田本系統の一本によつたと云ふべきであると思ふ▽と

述べている。しかし、これなど、本来、いわゆる前田家本ばなれをするきっかけになるはずの、かっこうの事例であった。にもかかわらず、氏はさしたる理由もなく、前田家本にこだわっている。

△今昔の本文はVとあるから、この部分だけをみるかぎり、氏は今昔物語集の眞報記とかかわりのあるはなしすべてについて、△前田本系統の一本によつたVとしてゐるようにも解される。だが、他の部分をあわせみると、そうでないことがあきらかであるし、また巻九第三十三話を△前田本系統の一本によつたVと主張しているのでもない。もし、巻九第三十三話を△前田本系統の一本によつたVとしてゐると解しようとするれば、△前田本にのみある五語を加え、結局前田本の四十八話が今昔物語集四十八話の典故となるV^(註4)という結論と矛盾してしまふことになる。したがつて、氏の論に矛盾しないように解するとすれば、人名の部分だけが、△前田本系統の一本によつたVということにならざるをえない。

けれども、巻九第三十三話をふくむ今昔物語集の四十八話が、前田家本にもつくものでありながら、そのなかの一話の、それもごく一部分のみが△前田本系統の一本によつたVなどということが、じつさいもんだいとして、はたしてありうるかどうか。これはおおいに疑問である。一步ゆづつて、かりに巻九第三十三話の人名の部分だけが他の伝本から移入されたものだとしても、その伝本を△前田本系統の一本Vだとしなければならぬ理由は、なんらみとめられ本ない。げんに、前田家本とは系統を異にしているとみられる法苑珠林所引本の類話にも、巻九第三十三話と同じかたちの人名が求められるのである。

こうした、ほとんどなりたちえないと考えられる主張が、にもかかわらずなされてゐるのは、繰り返すことになるが、けつきよくのところ、氏が、前田家本を重視するあまりに、その主張の論理の弱さに気づかなかつたからだと考えざるほかあるまい。おそらく氏は、前田家本だけでは説明のつかない人名の部分にいきたつたとき、全体が前田家本によりかかつてゐるのだからという理由で、比較的安易に△前田本系統の一本Vを提唱されたのであろう。氏によつて△前田本系統の一本Vは、前田家本出典説を守るための防波堤であつたのだ。

巻九第三十三話の人名のもんだいは、今昔物語集が前田家本にもとづいてゐないことを、むしろ示唆してゐるのだ。いまいうように今昔物語集と同じかたちの人名が法苑珠林所引本の類話にも求められるのであるが、これは、そうした事情を物語っている。氏が△前田本系統の一本によつたVとされるのは、右の一例だけであるが、ほかに、同じような例が八七例ある。前田家本を今昔物語集の典故とみなすことの障害となる事例として、さきにあげた八七例のばあいである。いま、それらについていうと、今昔物語集と同じかたちの記述が求められるのは、特定な本ではない。法苑珠林所引本のばあいもあれば、高山寺本や知恩院本などのばあいもある。二書、あるいは三書が今昔物語集と同じかたちであつて、前田家本だけが違ふといった事例も少なくない。したがつて、前田家本からはみ出す部分を、単純に、△前田本系統の一本によつたVものだなどというわけにいかないことは、いうまでもあるまい。これらを、もし△前田本系統の一本によつたVものであるとしようとするならば、現行の眞

報記は、ことごとく△前田本系統の一本▽ということになってしま
う。

5

ところで、今昔物語集との距離のもっとも近い前田家本が今昔物
語集の出典でないとするならば、それにかわって出典の座につくの
は、いったいどのようなものなのであろうか。あるいは、どのよう
なものだと考えるべきなのであろうか。

結論的にいえば、それはやはり、△前田本系統の一本▽でなければ
なるまい、とわたしも考える。もちろん、しかし、片寄氏と同じ
意味においてのことではない。

今昔物語集が複数の冥報記をあわせ用いているかどうかはつまび
らかにしえないけれど、かりに複数の冥報記をあわせ用いていると
しても、所収話数のもんだいは別にして、本文の体裁のうえからい
えば、それらは、現存の冥報記諸本の範囲をさして逸脱してはい
いはずである。そして現存の諸本のうちでは、前述のように、前田
家本がきわだって今昔物語集に近い。今昔物語集は、前田家本が誤
脱をしているとしか考えようのない個所までも、しばしば前田家本
と軌を同じうしている。たとえば李大安蘇生譚において、李大安が
従者に刺された直後の状況を、前田家本は、

大安驚覚呼奴其不叛奴婢至欲拔刃便死先取紙筆作書

としているのであるが、これはあきらかに、法苑珠林所引本、高山
寺本、知恩院本、および三宝感応要略録などのように

大安驚覚呼奴。其不叛者奴婢欲拔刃。大安曰。拔刃便死。可先取

紙筆作書畢。(法苑珠林)

とあるべきところであった。——線部は、△便死▽以下の判断と行
為との主体がだれであるかにかかわる重要な部分であり、それを欠
いている前田家本に不自然さがあることはいなめない。加えて、前
田家本には、△抜刃▽に目うつりして——線部を脱落させてしまっ
たとみなされる条件がある。ところが今昔物語集は、

大安驚キ悟テ従者ヲ呼ブ。従者寄テ此レヲ見テ刀ヲ抜カムト為ル
ニ、死ナムトス。従者、先ヅ紙筆ヲ取テ、此ノ事ヲ記シテ懸ノ官
ニ訴ヘムガ為ニ大安ニ告グ。

と、前田家本とほとんど同じかたちをとっているのである。いちい
ちあげないが、同じような事例は少なくない。

こうした点からして、今昔物語集の資料として用いた冥報記は、
なによりもまず、前田家本にかなり近い本文体裁をそなえたものだ
と考えなければならぬであらう。しかし、前田家本そのままでは
ない。所々に、前田家本はなれの現象が指摘でき、しかもその部分
は、他の諸本に同じかたちの記述が求められる、という条件を満た
すものであることが、同時に要請される。つまり、今昔物語集の資
料として用いた冥報記は、前田家本の本文体裁を基本とする一方
で、知恩院本、高山寺本、法苑珠林所引本なども通じあう部分を
一部にそなえた伝本でなければならぬものと考えられるのであ
る。もとより、そのような条件をあわせそなえている冥報記は現存
しない。したがって、△前田本系統の一本▽は、より正確にいえ
ば、△前田家本に近似した散佚冥報記▽ということになる。

現存の冥報記は抄本である。法苑珠林や三宝感応要略録などが冥

報記から引用したことを示しているはなしのなかに、現存の冥報記にみあたらないものがふくまれていることから、それはあきらかである。ただ、私見によれば、散佚したその完本は、所載話数のうえで、表記のうえで、前田家本とはかなり様相を異にしている、今昔物語集の大典とは考えられない。前田家本に近似した散佚冥報記は、おそらく、現存の諸本と所載話数のあまり違わない抄本であろう。そしてその《散佚冥報記》は、前田家本から派生したものではなく、むしろ、前田家本の祖型とでもいうべきもののように思われる。

6

李大安蘇生譚を、三宝感応要略録をふくむ五書で校合すると、法苑珠林所引本と三宝感応要略録とが同じかたちをとっていて一群をなし、前田家本・高山寺本・知恩院本の三本で形成される一群と対立している例がおおいといった、異同状況に特徴的な傾向のあることが知られる。法苑珠林所引本と三宝感応要略録とが他の一本とも重なりあっている例や、両書が別々のかたちをとっている例もあるにはある。けれども、それはごく例外的な存在でしかない。主流はあくまでも、法苑珠林所引本・三宝感応要略録——前田家本・高山寺本・知恩院本といった組みあわせなのである。なお、今昔物語集がおおむね後者に近いことは、さきに述べたとおりである。

異同状況にみられるこの特徴的な現象は、いったいな何を意味しているのだろうか。三宝感応要略録をふくむ五書で重複する例は、この李大安蘇生譚のほかにないから、確定的なことはいえないが、わたしにはこれは、祖本への距離の違いによってもたらされた

現象——それも、法苑珠林所引本と三宝感応要略録とが、他の三本にくらべて祖本に近いために生じた現象のように思われる。

法苑珠林や三宝感応要略録が、所載話の出版を明記していることは周知のとおりであり、李大安蘇生譚については、それぞれ冥報記によったものであることを示している。三宝感応要略録は、一部に法苑珠林をふまえたものを収めているけれど、冥報記からの引用にかかるものであることを明示しているいまひとつの例である巻中第五十四の類話が、法苑珠林に求めることができないなどの点からして、李大安蘇生譚も、法苑珠林を経由してもちこまれたのではなく、額面どおりに、直接冥報記から採用されたものと解すべきである。法苑珠林や三宝感応要略録は、明示してある出版を忠実に引用している。そのことは、法苑珠林を唐高僧伝や梁高僧伝などと、また、三宝感応要略録を大唐大慈恩寺三藏法師伝や大唐西域記などと、それぞれつきあわせることによって、容易にたしかめられる。こうして、法苑珠林、三宝感応要略録ともに冥報記にもとづいており、しかも、それを忠実に引用しているとみられる以上、両書にみる李大安蘇生譚の近しさは、それぞれの依拠した冥報記相互の近さ（同一であるばあいもふくめて）によるものである可能性が大だということになる。また、両書の背後にある冥報記は、同じものであるにせよ、別なものであるにせよ、前田家本等に見る現存の冥報記とは、かなり様相を異にしていたはずである。表現上のもんだいだけではない。法苑珠林も三宝感応要略録も、冥報記からの引用であることを明示したもののうちに、現存の冥報記にみられないはなしをふくんでいるから、違いは、所載話数の面にも、とうぜんおよ

んでいたとみなければならぬ。

もちろん、だからといって、法苑珠林や三宝感應要略録の背後にある冥報記を、そのまま祖本であり、完本であるなどというわけにはいかない。それらの背後にある冥報記が、前田家本等の現存の冥報記にみられないはなしを収めているのと同じように、現存の冥報記もまた、それらにみられないはなしを収めていることでもあり、抄本である可能性も残っている。

ただ、これはあくまでも状況証拠でしかないけれど、法苑珠林や三宝感應要略録の背後にある冥報記について、以上のようにおさえたうえで、さらにそれを冥報記と法苑珠林との成立年次のもんだいと重ねあわせると、その冥報記は、祖本、ないし祖本の面影を色濃く伝えているものであったとみなすのが妥当なように思われるのである。

すなわち、法苑珠林第一百巻によれば、冥報記の成立は永徽年中（六五〇—六五五）であり、法苑珠林は繪章元年（六六八）の成立である。その間のへだたりは、最長にとつたばあいでも、わずか一八年しかない。しかも、じっさいには、両書の時間的距離は、もつと近接していたはずである。法苑珠林が一朝一夕になったとはとうてい考えられないのであって、編集に用いた期間に思いをいたせば、資料のひとつとしての冥報記を編者が入手したのは、繪章元年をかなりさかのぼった時点だと考えなければなるまい。ばあいによつては、法苑珠林の編者が冥報記を入手したのは、それが完成してから、十年前後しかたっていない時点であったということもありうるのである。いずれにしても、成立してから十余年しかたっていない

のであるから、法苑珠林の引用した冥報記は、祖本のかたちを色濃く伝えるものであったとみるのが穩当であろうと考えられるし、たとえそれが抄本であったとしても、本文の表現の面では、祖本からさして離れたものではなかつたはずだと考えるのが自然であろう。とするならば、法苑珠林等と表現の異なる現存の冥報記は、祖本から離れたものであるということになる。

7

私見によれば、前田家本は、冥報記諸本のうちで、もつとも誤脱のおおい悪本である。たとえば、前田家本は、

。是同郡張公瑾妾。姓元氏。手執一紙文書迎謂嘉運曰。馬生尙相識（下15）

。是実。然国事也。恪何有罪焉。官曰。汝殺会獠。（下19）

。因何復殺兩鴨。恪曰。前任縣令。殺鴨供官客耳。豈恪（下19）
——法苑珠林による——
といった記述を、諸本のうちでひとり欠いており、そのために意味が不鮮明になっている。

一方、今昔物語集もまた、巻九第三十話と同巻第二十八話とでは、これらに相当する記述を欠いている。したがって、今昔物語集の依拠した今前田家本に近似した散佚冥報記も、右の記述を欠いているなどの、誤脱のおおいものであったとみなければならぬ。

誤脱のおおい冥報記にしたがい、いじましいまでに、出典の誤脱個所のつじつまをあわせようとしている今昔物語集は、手にした冥

報記に、全幅の信頼をおいていたかのようである。今昔物語集は、周到な準備にもとづいて資料操作をしている反面、いったん信ずるにたるとみなした資料に対しては、ほとんど無批判に受け入れるほど、それほど資料に忠実であるという一面もあわせそなえていたということになろうか。

註1、今昔物語集と法苑珠林（国文学研究 第五号、昭44・11）

註2、今昔物語集と大唐大慈恩寺三藏法師伝（同右 第三号 昭42・11）

註3、「今昔物語集の研究（上）」 三六〇頁
註4、 同右 三六四頁